

## 高松市介護予防ケアマネジメント実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月1日施行。以下「要綱」という。）第20条に規定する介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第1条の2 この要領における用語の定義は、この要領において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）及び要綱の例による。

### (事業の委託)

第2条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

### (対象者)

第3条 介護予防ケアマネジメントの対象者は、要綱第5条第1項各号に規定する者とする。

### (目的)

第4条 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である利用者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにするため、利用者が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものである。適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者がそれを理解した上で、目標達成のために必要な介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）を主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、介護予防サービス・支援計画等を作成する。

### (介護予防ケアマネジメントの類型)

第5条 介護予防ケアマネジメントは、次に掲げるいずれかの類型により実施する。

- (1) ケアマネジメントA（原則的な予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様の介護予防ケアマネジメント）
- (2) ケアマネジメントB（サービス担当者会議を省略し、モニタリング時期を設定できる簡略化した介護予防ケアマネジメント）
- (3) ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント及びサービスBのみを継続利用する要介護者の初回のみ介護予防ケアマネジメント）

### (アセスメント)

第6条 アセスメントは、利用者の居住環境や家族の状況等の把握に努め、利用者本人の生活機能低下等についての自覚を促すとともに、介護予防に取り組む意欲を引き出すため、利用者及び家族とコミュニケーションを深め、信頼関係の構築に努めるものとする。

2 アセスメントは、介護予防ケアマネジメントの類型により、次のとおり行う。

(1) ケアマネジメントA

利用者の居宅に訪問して利用者及び家族との面談により実施する。

(2) ケアマネジメントB

原則として、利用者の居宅を訪問して利用者及び家族との面談により実施する。

(3) ケアマネジメントC

利用者の居宅を訪問せずに利用者と面談し実施しても差し支えない。

(介護予防サービス・支援計画書原案(ケアマネジメント結果等記録表)作成)

第7条 利用者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援するとともに、その後の利用者への関わりの必要度合いにより、要領第5条に規定する介護予防ケアマネジメントの類型を決定する。

2 利用者の生活の目標については、単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて、生活の質の向上を目指すものとして、利用者が、自分の目標として意識できるような内容・表現となるように設定する。

3 計画に定めた実施期間の間に取り組むことにより、その達成がほぼ可能と思われ、利用者自身でも評価できる具体的な目標とすることが望ましい。

4 目標及び目標についての支援のポイントを踏まえ、具体的に本人等のセルフケア、家族・インフォーマルサービス・介護保険サービス等の支援内容、支援の期間等を明確に盛り込み、計画の終了時に評価可能なものとする。

5 利用者本人が自らの介護予防サービス・支援計画等であると実感し、利用者が主体的にサービス利用や活動を考え、目標の達成を意識できるよう、専門用語の使用はできるだけ避け、十分に説明をし、理解を得た上で使用する。

(サービス担当者会議)

第8条 サービス担当者会議は、利用者やその家族の生活全体及びその課題を共通理解すること、地域の公的サービス・インフォーマルサービスなどについて情報共有し、その役割を理解すること、利用者の課題、生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画等を協議すること、介護予防サービス・支援計画等におけるサービス実施者等の役割を相互に理解すること等を目的として行う。

2 サービス担当者会議は、介護予防サービス・支援計画等作成、又は変更時に開催する。

3 ケアマネジメントBにおいては、サービス担当者会議を省略する場合も想定しているが、介護予防サービス・支援計画等の変更等を行ったときは、利用者、サービス実施者等ともその内容を共有することが必要である。

4 ケアマネジメントCは、サービス担当者会議を省略できるものとする。

5 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について利用者等の同意を得なければならない。

6 サービス担当者会議の会議出席及び会議で検討した内容等は記録を必ず行うものとする。

(利用者への説明及び同意)

第9条 介護予防サービス・支援計画等の原案について、利用者及び家族へ説明し、利用者から署名により同意を得るものとする。

(介護予防サービス・支援計画等確定及び交付)

第10条 前条に規定する利用者からの同意を得て、第7条の規定により作成した介護予防サービス・支援計画等原案を確定し、利用者に交付する。

2 利用者からの同意を得て、介護予防サービス・支援計画等をサービス実施者等にも交付する。

(モニタリング及び評価)

第11条 利用者にサービス事業が実施されている間、必要に応じて実施状況等を把握し、新しい課題が生じた場合には、再度、介護予防サービス・支援計画等を作成することになるが、順調に進行した場合には事業を終了し、利用者との面接により評価を行う。事業終了後も高齢者がセルフケアを継続できるよう、一般介護予防事業の紹介等、必要な情報提供、助言を行うことが不可欠である。

2 モニタリングは、次に掲げる介護予防ケアマネジメントの類型に応じ、行うものとする。

(1) ケアマネジメントA

少なくともサービスの期間終了月及び、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回は、利用者の居宅で利用者自身に面接し、その結果を記録する。利用者の居宅を訪問しない月は、サービス実施者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス・支援計画等の実施状況について確認する。利用者の状況に変化があるときは、原則、利用者の居宅を訪問して確認を行う。モニタリングについては、1月に1回その結果を記録する。

(2) ケアマネジメントB

利用者及び家族との相談によって設定した時期に、利用者の居宅を訪問して面接する。利用者の状況変化等があった際に、サービス実施者側から情報が入るような体制を作っておく。モニタリングについては、その結果を記録する。

(3) ケアマネジメントC

利用者の状況変化等があった際に、サービス実施者側から情報が入るような体制を作っておくとともに、1年に1回程度は利用者の状況変化を把握し、必要な助言等を行う。モニタリングについては、その結果を記録する。

3 モニタリング結果により、利用するサービス変更に伴う介護予防ケアマネジメント類型が変更する可能性がある。

4 評価は、ケアマネジメントA及びケアマネジメントBについては、介護予防サービス・支援計画等で定めた期間が終了する月には、目標の達成状況について評価を行い、利用者と共にしながら、新たな目標の設定や、利用するサービスの見直し等今後の方針を決定する。評価の実施に際しては、原則、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族の意見を徴する。ただし、ケアマネジメントCの場合においては実施を要しない。

(給付管理票等)

第12条 ケアマネジメントA又はケアマネジメントBを行った利用者について、毎月初めに前月の介護予防サービス等の利用実績を、サービス実施者等より確認し、記録する。ケアマネジメントA又はケアマネジメントBに基づくサービスが実施された月の給付管理票を作成し、サービスが実施された月の翌月10日までに香川県国民健康保険団体連合会へ提出す

る。ただし、その日までに提出ができなかった場合は、翌々月以降に提出するものとする。ケアマネジメントCを行った利用者について、初回の介護予防サービスの利用実績を、サービス実施者より確認し、サービスを利用した月の翌月10日までに介護予防ケアマネジメント費を請求する。

(秘密の保持)

第13条 地域包括支援センター及び第2条に規定する指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供により知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域包括支援センター及び第2条に規定する指定居宅介護支援事業者は、担当職員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じなければならない。

3 地域包括支援センター及び第2条に規定する指定居宅介護支援事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いない。

(その他)

第14条 この実施要領に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この要領の施行について必要な準備行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。